

裁判所前集会



五地裁での訴訟

- 原告意見陳述
- 弁護士意見陳述
- 被告意見陳述
- 証人尋問
- 本人尋問

大阪地裁判決

2006年(平成18年) 6月21日 水曜日

2006年(平成18年)

6月21日 水曜日

(日刊)

国、製薬2社に責任

薬害C型肝炎

危険な製剤放置

大阪地裁
判決 5人への賠償命令

出陣時に止血剤として投与された血液製剤「ファイリンゲン」などでC型肝炎に感染した患者らが国と製薬会社に賠償を求めた薬害C型肝炎集団訴訟の初めての判決が21日、大阪地裁であった。中本敏嗣裁判長は、原告13人中5人について国と製薬会社の法的責任を認めて賠償を命じ、危険な血液製剤を放置した国の不作為を厳しく批判した。

(社会面に関連記事)

判決を受けたのは、大阪訴訟の原告31人のうち、今年2月に先行結審した近畿、中国、四国の原告13人。国と三菱ウェルファーマー(旧ミドリチ)、子会社「ベネシス」の製薬2社に対し、慢性肝炎の10人が各6600万円、発症していない感染者の原告3人が各3300万円の総額7億5000万円の賠償を求めていた。

訴えをなす50代の女性原告1人は81年8月、88年5月、出産時の大量出血などで止血剤としてファイリンゲ



訴訟で、原告側は「C型肝炎はファイリンゲンに有害性がなかったのは明らかで、製造・販売を承認し、長年放置した国には賠償責任がある」と主張。国側は「ファイリンゲなどは有害性が認められており、承認・審査は国の対応の問題はなかった」と主張。国側はファイリンゲなどについて全面的に責任を否定していた【前出野矢】

福岡地裁判決

